

静岡県公安委員会規程第9号

災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月19日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程の一部を改正する規程

災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程（平成21年静岡県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  静岡県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名	を
---	---

」

「

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  年 月 日  静岡県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名	に改め、「(注)届
---	-----------

」

出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

様式第3号中

「

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用
規制除外車両事前届出書
年 月 日
静岡県公安委員会 殿
届出者住所 (電話) 氏名
印

を

「

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用
規制除外車両事前届出書
年 月 日
静岡県公安委員会 殿
届出者住所 (電話) 氏名

に改め、「(注)届

出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。」を削る。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている届出書は、改正後の災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両等の事前届出等の様式に関する規程の相当する様式により提出された届出書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。